

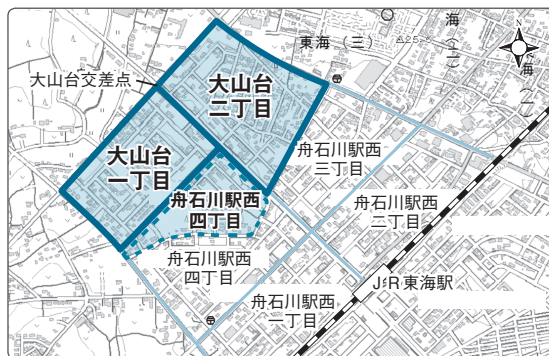
住居表示の実施に伴う、字の区域・名称変更の告示

村では、駅西第二土地区画整理事業区域周辺地区(右図参照)において、平成29年5月27日に住居表示を実施します。同地区の新町名については、東海村住居表示審議会で審議を重ね、「**大山台一丁目・大山台二丁目**」とする答申がなされ、平成28年第1回定例会にて議決されましたので、告示(役場敷地内掲示板)します。

また、7月に実施地区の方々等を対象に、住居表示事業の概要について説明会を開催します。詳細は「広報とうかい」(7月10日号)でお知らせします。

なお、点線内の地域については、街区道路が形成されるなど住居表示を実施できる条件が備わった時期に、舟石川駅西四丁目に組み入れることがすでに決定(平成14年第4回定例会で議決)しており、このたびそれらの条件

が満たされたことから、平成29年5月27日に「舟石川駅西四丁目」として住居表示を実施します。
問い合わせ▼住民課住民担当(☎282-1711 内線1125)



東海村役場や村立の幼稚園・保育所等で働いてみたい! と思ったら…

まずは東海村人材バンクへ登録を!



「東海村人材バンク」は、東海村役場の各部署で臨時職員(アルバイト)を雇用する際、人材バンクに登録された方で勤務可能な方から選考し、採用者を決定する制度です。東海村役場で臨時職員の勤務を希望される方は、ぜひご利用ください。

登録資格

東海村に通勤が可能な18歳以上の方で、地方公務員法第16条のいずれにも該当しない方

登録できる職種と時給

▽一般事務補助…1,130円または920円(業務内容により金額の変更あり) ▽保育士、幼稚園講師、教育・保育支援員、保育教諭…1,130円 ▽看護師…1,350円 ※一般事務補助以外は、それぞれ対応する資格免許が必要です。なお、教育・保育支援員は幼稚園教諭免許、保育教諭は保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要となります。

登録方法

人材バンク登録申請書※に必要事項を記入の上、健康診断書(1年以内に受診したもの)の写し(または健康状態確認書※)と資格免許の写し(資格免許を必要とする職種のみ)を添

えて、持参または郵送で、人事課(役場行政棟3階)へ提出してください。※申請書・確認書は、人事課に備え付けてあるほか、村公式ホームページからもダウンロードできます。

登録期間

登録有効期間は申請書を提出した年の年度末(3月31日)までとしますが、次年度も同一条件での登録を希望する方は、登録の更新(最大2年度間)が可能です。

採用の流れ

各部署において登録者の中から勤務希望者をピックアップし、書類審査や面接による選考を行います。合格者には後日、採用の通知をします。

登録に当たっての注意点

この制度は、各部署で臨時職員が必要となった際に、登録者の中から選考により採用者を決定するものです。このため、職種や登録条件によっては、登録しても、登録期間中に連絡がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申し込み・問い合わせ

人事課人事・行革担当(〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1322)